

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>(契約の概要) 市町村における成年後見制度の利用促進体制の整備に向け、制度の理解促進、後見等の業務を適正に行うことができる人材の確保・育成等を図るため、各種研修等を実施する。</p> <p>(特殊性の説明) 本業務の目的は、市町村における成年後見制度の利用促進体制を整備することであり、実施にあたっては、県内各市町村の体制整備状況を十分に理解した上で、効果的な研修を企画することが求められる。 また、後見等の業務を行う人材の確保・育成のためには、成年後見制度だけでなく、判断能力が不十分な方を支援する「日常生活自立支援事業」といった関連制度についても、専門的な知識・経験を有していることが必要となる。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>岐阜県社会福祉協議会は、平成28年度から後見等の業務を行う人材を養成するための研修を継続的に実施していることに加え、成年後見制度の前段階である「日常生活自立支援事業」の実施主体でもあることから、権利擁護制度全般に関する専門的な知識・経験を有している。 また、日常生活自立支援事業の実施により、将来的に成年後見制度を利用する可能性がある方の実情も把握しており、利用するサービスの移行を円滑に促すことができる唯一の団体である。 さらに、本県における地域福祉の中核となる機関であること、県内の市町村社会福祉協議会もその構成員となっていることから、県内各市町村における体制整備状況に精通しており、必要な研修の企画や受講者の募集を効果的に実施することができる。 これらのことから、本業務を効果的に実施できる者は同協議会をおいて他にない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。